令和５年７月１０日

各園　代表者　様

　　千葉市こども未来局

幼児教育・保育部幼保運営課

**令和５年度　保育士等研修代替職員雇用費補助金の申請書等の提出について（依頼）**

日頃から、本市保育行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、補助の申請をされる場合は、以下のとおり書類等の提出をお願いいたします。（**申請を行わない場合は提出不要**です）。

記

**１　提出書類**

　次の書類をデータで提出してください。

※（１）～（８）は全て同じエクセル「01\_R5所要額調書」に入っています。

　入力方法については、「02\_所要額調書の作成方法」を参考にしてください。

**データ確認後問題がなければ紙提出の依頼をさせていただきます。**

（１）研修調書

（２）研修記録

（３）公定価格に含まれる人数

（４）代替職員調書（全研修）

（５）基準額算出シート

（６）代替職員調書（対象時間）

（７）所要額調書

（８）交付申請書（様式第１号）

**２　データ提出期限**

**令和５年７月２５日（火）**

　提出先：[unei-josei@city.chiba.lg.jp](mailto:unei-josei@city.chiba.lg.jp)

※メールの表題は変更せず、そのまま送信してください。

**データ確認後問題がなければ紙提出の依頼をさせていただきます。**

**３　研修日等が未定の場合について**

　研修日や受講者が確定していない、何か研修を受ける予定だが何を受けるか決まっていない等の場合でも、仮の予定として「01\_R5所要額調書」に**必ず入力してください**（後から変更可能です）。

**４　補助対象経費、補助基準額、補助額**

保育士等がキャリアアップ研修及びサバティカル研修を受講するために、社会福祉法人等が雇用した研修代替職員に係る次に掲げる額（ただし、公定価格で支弁される研修代替職員雇上費用に含まれる分は補助対象としない。）

（１）補助対象経費　研修代替職員に係る賃金及び交通費（※）

（２）補助基準額　　対象となる研修（※）に要した時間に１日（７時間４５分）

当たり１万円を乗じた額

（３）補助額　　　（１）と（２）のいずれか低い額（千円未満切捨）

（※）「公定価格を超えた分」、かつ、「キャリアアップ研修またはサバティカル研修」に係るもの

＜イメージ図１＞　その他研修が「公定価格に含まれる研修代替時間」を超える場合



＜イメージ図２＞　その他研修が「公定価格に含まれる研修代替時間」を超えない場合



**５　補助対象施設**

（１）保育所

（２）認定こども園

（３）小規模保育事業所

（４）事業所内保育事業所

（５）家庭的保育事業所

**６　補助対象職員（研修受講対象者）**

　「５　補助対象施設」に勤務する全ての職員（短時間勤務職員を含む。）

**７　研修代替職員**

　研修を受講する職員に代わって教育・保育を行う職員

※新たに雇用される職員のみならず、既に雇用している職員の勤務時間数を増やすことにより代替する場合も対象とする。

**８　書類の保管について**

後日実績報告書等と合わせて提出依頼をさせていただきますので、以下の書類の保管をお願いいたします（今回の提出は不要）。

（１）研修受講を証する書類の写し

（修了証や研修報告書等、日時や受講者が確認できるもの）

（２）研修代替職員の出勤簿の写し

（研修受講者の代わりに勤務したことがわかるもの）

（３）研修代替職員への賃金及び交通費の支払を証する書類の写し

賃金……所要額調書に入力した時給金額の根拠となるもの

交通費…代替で勤務した日で定期券以外に支給があったもの

（４）研修を受講する職員に代わって新たに職員を雇用した場合

　　　研修代替職員の資格証明書（保育士証等）

※既存の保育士等で対応した場合は不要

**９　オンラインによる研修について**

　「01\_R5所要額調書」へ記載する研修は、オンラインによる研修も含めることができます。

　オンラインによる研修受講後、データにより修了証が発行される場合は忘れずにダウンロードし、修了証が発行されない場合は研修報告書等を作成いただきますようお願いいたします。実績報告時の研修受講を証する書類として必要となります。

**１０　その他**

交付申請書等を提出後に変更が生じた場合は、実績報告の際にその内容を反映していただければ結構です（既にご提出いただいている交付申請書等を差し替えていただく必要はございません。）。

　実績報告時に使用するため、交付申請で使用した「01\_R5所要額調書」には、引き続き研修受講の記録を取ってください。

千葉市役所 こども未来局

幼児教育・保育部

幼保運営課　助成第１班

担当：中屋

電話：０４３（２４５）５７２９